

入札の方法並びに入札の無効の要件、その他入札、業務の施行について必要な事項

- 1 入札書の宛名は理事長宛とし、1 件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者(代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。) 自ら投函する。
- 2 入札書の氏名等の記載は次のとおり取り扱う。
 - ア) 入札者本人の住所、氏名(法人にあつては法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。) が記載され押印のある入札書による入札する場合は、委任状の提出を必要としない。
 - イ) 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書投函前に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに、右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
- 3 入札執行回数は、原則として 1 回を限度とする。
- 4 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。
- 5 落札者となる同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじで落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。
- 6 次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。
 - ア) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - イ) 入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。
 - ウ) 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
 - エ) 入札に際して連合等の不正行為があつたとき。
 - オ) 入札保証金の額が三重県会計規則第 67 条第 1 項に規定する額に満たないとき。
 - カ) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - キ) 金額を訂正した入札をしたとき。
 - ク) 入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札、又は金額を訂正した入札をしたとき。
 - ケ) 入札の際、一人だけで他が全部不参加であつたとき。
 - コ) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- 7 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。
 - ア) 入札金額が最低制限価格を下回る入札をしたとき。
 - イ) その他入札の執行を妨げたとき。

8 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

9 入札を辞退する場合は、次のとおりとする。

ア) 指名を受けた者は、入札書を投函するまでは、入札を辞退することができる。なお、入札の辞退は、原則として事前に入札辞退届により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により辞退を届け、後日、入札辞退届を提出すること。

イ) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

10 次のア、イによる納税確認書等(発行日から起算して6ヶ月以内のものに限る)の提示がないと、当該入札等には参加できない。

ア) 県内に本店を有する事業者

- ・すべての県税【納税確認書】＝所管県税事務所発行（無料）
- ・消費税及び地方消費税【納税証明書その3未納税額のないこと用】＝所管税務署発行（有料）

イ) 県外に本店を有する事業者

- ・すべての県税【納税確認書】＝所管県税事務所発行（無料） 県内に営業所を有する場合のみ
- ・消費税及び地方消費税【納税証明書その3未納税額のないこと用】＝所管税務署発行（有料）
本社分について

11 入札をした者は、入札後において、この入札条件及び仕様書、図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。